

別紙

20240319保局第1号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年4月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）、冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和6年4月2日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 20201022保局第1号 令和2年11月 9日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210224保局第1号 令和3年 3月 2日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20210407保局第2号 令和3年 4月23日 20210407保局第3号 令和3年 5月18日 21211020保局第1号 令和3年10月20日 20220720保局第2号 令和4年 8月 1日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日	制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 20201022保局第1号 令和2年11月 9日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210224保局第1号 令和3年 3月 2日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20210407保局第2号 令和3年 4月23日 20210407保局第3号 令和3年 5月18日 21211020保局第1号 令和3年10月20日 20220720保局第2号 令和4年 8月 1日 20231212保局第1号 令和5年12月21日
<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>また、「法第5条第1項第1号の設備の処理容積」について、許可は事業所ごとに行われるものであることから、基本、当該設備とは事業所内の全ての設備のことであり、当該処理容積とはその全ての設備を総合した能力となるが、「その他設備の外的条件による制約とは無関係」について、当該設備同士において、個々の設備の能力の違いによって生ずる制約まで無関係にするという意でないことは、従前のおりである。</p> <p>なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のもののみ適用する）。</p> <p>① [略]</p> <p>② 計算について</p> <p>（イ） [略]</p> <p>（ロ） 付属冷凍は、圧縮機、蒸発器、凝縮器等の高圧ガス処理能力計算の例により原則合算するものとする。</p> <p>（ハ）・（ニ） [略]</p> <p>（2）～（5） [略]</p> <p>（6）処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。</p> <p>ただし、<u>次に掲げるものは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。</u></p> <p><u>（イ）高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成すること。</u></p>	<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のもののみ適用する）。</p> <p>① [略]</p> <p>② 計算について</p> <p>（イ） [略]</p> <p>（ロ） 付属冷凍は、圧縮機、蒸発器、凝縮器等の高圧ガス処理能力計算の例により合算するものとする。</p> <p>（ハ）・（ニ） [略]</p> <p>（2）～（5） [略]</p> <p>（6）処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。</p> <p>ただし、<u>高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。</u></p> <p><u>また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。</u></p> <p>[新設]</p>